

## 更新講習会規程

制定 2004年12月8日理事会

改定 2011年7月12日理事会

### 第1条（趣旨）

社団法人日本ハンググライディング連盟（以下JHFという）技能証規程12)-1-2に基づき対象となる技能証の更新時の講習会に関する規程を定める。

### 第2条（目的）

本規程制定の目的は、JHF教員、助教員の知識、技能の維持向上を行うことにより、ひいてはJHFフライヤー会員へ安全フライトに関する啓蒙活動を推進することである。

### 第3条（対象技能証）

対象となる技能証は下記のとおりとする

- 1 ハンググライディング教員技能証
- 2 ハンググライディング助教員技能証
- 3 パラグライディング教員技能証
- 4 パラグライディング助教員技能証
- 5 モーターパラグライディング教員技能証

### 第4条（受講義務）

第3条に定められた技能証を有する者は、その有効期限内に必ず1回以上のJHF主催更新講習会、またはJHF公認更新講習会を受講しなければならない。

### 第5条（受講場所）

更新講習会は全国数箇所以上で毎年開催するものとし、受講場所は受講者が選択できる。

### 第6条（受講証明）

教員検定員は受講者に対し、技能証更新時に必要な受講証明を発行する。

### 第7条（講義内容）

講義内容は、JHF教員・スクール事業委員会が作成し、教員検定員が行う。ただし、JHF理事会が認めた場合、専門知識を有する者を講師として派遣することができる。

### 第8条（更新申請）

教員助教員の更新を申請する場合は、該当技能証の有効期限内に更新講習会を受講しなければならない。

### 付則

- ・本規程の施行は別途定める。
- ・本規程の広報はJHFの広報手段をもって行う。
- ・2004年度（2005年3月末日）までに開催される、本規程に定める更新講習会を受講した者は施工後に受講したものとみなす。
- ・2011年7月12日理事会において第7条の改定を行った。